

社会福祉法人新川会 事業計画

1 基本理念

利用者一人ひとりの思いは様々です。お一人ひとりの方の思いに真摯に心を傾けることから支援を始めます。そして、支援の過程の中で利用者・支援者共に相互のふれあいをおして心をかよわせ、共感し、学びあいながら人として成長し、自立への夢と希望を持ち続け、自分らしく生きることを実現したいと思います。そのため、地域の人々に親しまれ、信頼される、開かれた施設づくりを実践します。

《支援者の心構え》

障がいのある人たちが、人としての尊厳が守られ、幸福な人生が享受できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは福祉職員としての倫理観と専門性を高め、自らの使命を誠実に実行しなければなりません。

(1) 命の尊厳

私たちは、障がいを有する人たちの一人ひとりを、ともに生きる存在として共感し合い人間愛と奉仕の心で接します。

(2) 人権の擁護

私たちは、障がいのある人たちに対する、あらゆる人権侵害をなくするために行動し、人としての権利を守ります。

(3) 個性の尊重

私たちは、障がいのある人たちの自分らしい生き方を尊重し、その可能性を信じて支援にあたります。

(4) 社会への参加

私たちは、障がいのある人たちが、地域の構成員の一人として、自立した暮らしが選べるよう必要な福祉資源の拡充と支援に努めます。

(5) 専門的な支援

私たちは、自らの専門的な役割と使命を果たすため、常に研鑽を続け、障がいのある人たち一人ひとりが自分らしい暮らしをおくれるよう支援します。

2 基本方針

基本理念を達成するため、次のとおり具体的な取り組みを行い、一人ひとりのニーズに即した一貫した支援の継続により、利用者の方が自分らしい生活を実現できるよう努めます。

(1) 「個別支援計画」に基づく支援

事前の「サービス等利用計画」と市町村の支給決定を請け、その上で、利用者の意向等により、重要事項説明書等、説明と同意の上、サービス利用の契約を行います。

① サービス管理者の指導のもと、「個別支援計画」を策定し、目標の達成に努めるとともに、職員間の共通の理解と情報の共有を図り、事業所として適正で一貫性のある支援が継続できるよう努めます。

② 「個別支援計画」の策定にあたっては、「サービス等利用計画」の他、利用者の人権、人格を尊重し、心身の状態、環境、家族の希望等、十分なアセスメントを行い、利

用者の立場にたった具体的サービスの提供と支援に努めます。

- ③「個別支援計画」について、利用者はもちろん、家族（保護者・後見人）に対する説明と同意に基づき支援を行うとともに、定期的に支援の見直しや改善を行い、支援の向上を目指します。

（２）サービスの質の向上

- ①あらゆる場面、あらゆる機会をとおして、利用者の思いに真摯に向き合うとともに保護者の希望にも適切に対応できる信頼関係を築きます。
- ②ボランティアや施設実習生、関係機関等の外部の意見や批判等についても真摯に受け止め、サービスの質の向上に努めます。
- ③事故及び「ヒヤリハット」報告について、検証を行いサービスの質の向上の機会と捉え、経験と教訓を蓄積し、支援体制や方法の改善を図ります。

（３）人権の擁護

事業所内における、人権侵害、虐待が生じることのないよう、あらゆる機会を捉え、具体的事例について相互に意見を交わし、常に利用者主体の開かれた事業所運営を行います。

（４）職員の資質の向上

- ①法人の基本理念について、その重要性について職員自らが自覚し、職員がこの基本理念に基づいた社会福祉事業の推進を図れるよう資質の向上に努めます。
- ②年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉職員としての倫理観や、専門的な知識の習得等、そのレベルアップを図ります。
- ③事業の実施に必要な各種の資格の取得及び受講等に関して、積極的且つ継続的に職員の育成に努めます。

（５）実習生の受け入れ

将来、福祉職場を目指す実習生に、施設の役割や仕事の内容について、体験し学習する機会を提供し、将来の福祉人材の育成を図ります。

（６）ボランティアの受け入れと地域交流

- ①地域の福祉・教育及び各分野の団体・個人のボランティアを積極的に受け入れ、障がい者への理解、施設への理解を広めます。また、ボランティアから得られる様々な意見、情報を施設の事業の活性化に活かしていきます。
- ②利用者の地域奉仕活動を工夫し、障がい者の社会的な参加と交流の機会を広げます。

3 平成 29 年度重点事項

- （１）四ツ葉園大規模改修事業の実施
- （２）日中活動の質の向上
- （３）工房よつばの改築事業の推進
- （４）キャリアパス制度導入に向けたプラン策定

四ツ葉園 事業計画

1 基本方針

家族と離れて生活している利用者の方に、安心と安全が確保され、生き生きとした生活環境の提供に努め、利用者と職員のふれあいを通して、一人ひとりが自立をし、自信と意欲を育めるように支援します。

- (1) 利用者一人ひとりの可能性や長所に焦点をあて、ライフステージに見合った利用者主体の支援に取り組みます。
- (2) 生活環境が安全、快適であるための配慮を行い、日々改善の視点を持ち、施設環境の向上を目指します。
- (3) 日中活動の充実や満足できる内容の提供に取り組み、意欲の向上を図ります。
- (4) 社会自立に向けて、一人ひとりに合わせた個別的な配慮に努めます。
- (5) 地域、利用者とのふれあいを通して障がいへの理解を深めるとともに施設での取り組みについて発信し、地域にひらかれた施設を目指します。
- (6) 職員は、利用者との適切な関係を図り、サービスの質の向上と支援者としての資質の向上に日々努めます。

2 支援計画と内容

従来の支援の継続の中で、今年度、下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 施設入所支援

安全・安心な生活環境の中で、生活の主体者であることを実感できる支援に努めます。

- ①癒しや和みを感じることでできる生活空間を提供します。
- ②防災マニュアル（火災、自然災害）を再点検し、より充実した安全対策に取り組みます。また、防犯対策（不審者対応、訓練）の充実に取り組みます。
- ③ヒヤリハット事案の検証を真摯に行い、支援の質の向上に努めます。

(2) 生活介護

日中活動の活性化に取り組みます。

- ①日中活動の見直し（利用者本位）、内容の充実に取り組みます。
- ②四季の変化を実感できる屋外環境の整備を利用者と共に行います。

(3) 職員資質の向上

- ①職員が主体的に専門知識や資質の向上を目指します。
- ②定期的にセルフチェックを実施。定期的に自己を見つめ直し、日々の支援の質の向上を目指します。
- ③医療福祉専門学校より作業療法士を招き、作業療法士の視点による利用者の生活向上へのアドバイスを定期的に設けます。

3 その他

①平成29年度より施設の大規模改修

工事期間中の生活環境の変化の中で、安全・安心な園生活の維持に努めます。

- ②実習生の受け入れ将来の福祉への理解者と人材育成を視野に入れた対応の充実に努めます。

地域生活相談室 事業計画

1 基本方針

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、意志及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。また、その際には、関係機関との連携を図り、障がい者・児とその家族に寄り添った支援にも努めます。

- (1) 指定一般相談支援事業（県指定）
- (2) 指定障害児相談支援事業（県指定）
- (3) 指定特定相談支援事業（市町村指定）
- (4) 障害児等療育支援事業（県委託事業）

2 相談支援の内容

(1) 指定一般相談支援事業

- ① 生活相談
訪問、外来及び電話・メールによる相談支援
- ② 就労相談
障害者雇用制度の利用等ハローワークと連携した就労支援
- ③ 行政手続等の支援
障害手帳、障害年金等の申請
- ④ 権利擁護
成年後見の手続、日常生活自立支援事業
- ⑤ 地域移行支援
入所施設及び病院の長期入所者及び入院者の地域移行の計画と住居の確保等
地域生活に移行するための相談・支援
- ⑥ 地域定着支援
単身等で生活する障がい者に対し、緊急訪問や相談等に応じ、常時の見守り
等を行い地域生活の継続を支援

(2) 指定障害児相談支援事業

- ① 療育相談の実施
発達障害児等に対し、外部の専門機関の協力を得て実施
- ② 生活支援
就学や就業に向けての移行がスムーズに行えるよう、相談や関係機関と連携
- ③ その他、(1) ①～④

(3) 指定特定相談支援事業

- ① 計画相談
 - ・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整
 - ・継続サービス利用支援（モニタリング）
- ② サービス担当者会議
 - ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整
- ③ その他、(1) ①～④

- (4) 障害児等療育支援事業
 - ① 訪問療育等支援事業
 - ② 外来療育支援事業
 - ③ 施設支援療育等支援事業

- 3 関係機関との連携と地域福祉ネットワークの構築
 - (1) 関係機関との連携を図りながら、障がい者の多様なニーズに向き合い、個々の障がい者・児とその家族に寄り添った支援
 - ① 処遇困難事例に対するケア会議等の実施
 - ② 地域のサービス提供事業所とのサービス調整会議の開催
 - (2) 地域自立支援協議会への参画
 - ① 関係機関及び事業所の連携
 - ② 処遇困難事例に関する協議
 - ③ 地域福祉計画等ニーズの把握と改善
多様化するニーズに対し、関係機関や地域のサービス事業所間の連携
 - (3) 社会啓発活動
 - ① 福祉のイベントへの参画
 - ② ボランティアの参加促進と育成
 - ③ 育成会（親の会）・同本人部会活動への協力と支援
 - ④ 療育キャンプの企画・実施
 - ⑤ 講演会の開催

新川会グループホーム 事業計画

1 基本方針

就労または就労継続支援などのサービスを利用している知的障がい者であって、地域生活を営む上で一定の日常生活の援助が必要なものを対象として支援を行います。

- (1) 暮らしのリズムを保ち、健康な暮らしの継続に努めるとともに、身边や社会生活面での未自立の部分を補いながら社会人としての成長を見守ります。
- (2) 日々の暮らしの中で一人ひとりの気持ちに寄り添い、体調管理や対人関係等の不安や悩みに応える等、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- (3) 共同生活をとおして一人ひとりが地域での生活の仕方を学び、社会人としての意欲と自信を育むよう支援します。また、休日や余暇の過ごし方について集団的、個別的に対応した内容を提供します。
- (4) 利用者が充実した日々が過ごせるよう、就労先や日中活動事業所と連携します。また、利用者の心の支えとして家族との絆を大切にした支援を心がけます。
- (5) 地域の福祉イベント等に参画し、住民とのふれあいをとおして障がいへの理解を深めます。

2 支援の領域と内容

(1) 安全・安心と健康

- ① 避難・防災訓練と建物/設備の点検（法定点検等）※消防法等
- ② 感染症の予防
- ③ 医療管理と指導
生活習慣病の治療と予防及び服薬管理
受診・通院及び静養

(2) 身边生活スキルの向上

- ① 規則正しい生活と清潔な生活習慣の継続
- ② 私物の管理及び衣類・日用品の整理・整頓
- ③ 洗濯及び清掃 ※当番・係、個別

(3) 社会的生活の支援

- ① 共同生活のルールとマナー
- ② 金銭の使用（ショッピング）及び金銭管理（小遣い帳）
- ③ 公共の場でのルールとマナー及び公共交通機関及び電話等の使用
- ④ 休日・余暇の支援

(4) 就労（会社）及び通所サービス事業所との連絡・調整

- ① 就労状況の把握（意見・要望）及び医療的対応（通院、病欠、静養）
- ② 日中活動サービス事業所とグループホームの情報の共有と適正な対処。

(5) 家族との連携

- ① 個別支援計画の提示及び定期懇談の実施 年2回以上
- ② 本人及び家族のニーズの把握及び帰省（週末、年末・年始、お盆）

雷鳥苑事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味をみだし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努める。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

(1) 生活介護（定員18名）

○内容

- | | |
|-------|------------------------|
| ・機能訓練 | 歩行 手・指先の機能訓練 |
| ・創作活動 | 貼り絵 紙粘土 オープン陶土 |
| ・生産活動 | リサイクル（ペットボトル） 受託作業 |
| ・音楽療法 | 音楽にあわせて体を動かしリラックス効果を得る |

(2) 就労継続支援（B型）（定員20名）

○内容

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ・受託作業 | アスコ（野菜皮むき） ホクデン（パンフ差し込み） |
| ・自主製品（手芸） | 手芸（雑貨 刺し子など） 交通安全配布用作品作り |
| ・自主製品（畑作） | 野菜の栽培 販売 ニンニク ねぎ 枝豆 他 |
| ・リサイクル | 古紙回収 |
| ・施設外支援 | 環境センターでの軽作業 |
| ・就労支援 | 必要な知識や技術の習得 見学・実習先の開拓 求人情報の提供 |

3 共通領域と内容

①身近生活の自立と支援

支援を必要とする個々の利用者に対し、適切な介助と支援を行い習慣化を目指します。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ○食事 | 咀嚼や嚥下に注意 姿勢やマナーの習得 過食、偏食の指導 |
| ○排泄 | 定時排泄 適切な誘導と介助 拭き取りと清潔保持 失禁の配慮 |
| ○着脱衣 | 身だしなみ 寒暖調整 TPOに応じた服装 ロッカーの整理 |
| ○身体の清潔 | 更衣の準備・習慣 髪、ひげ、爪の手入れ |

②健康管理と健康指導

- 健康管理 健康状態の観察 早期発見・治療 保護者との連携
服薬の把握
- 肥満・生活習慣病予防 運動の習慣化 栄養とカロリーバランス 家族の理解と協力
- 健康診断・健康相談 年1回総合健診 内科検診 看護師、栄養士によるバイタル計測
- 感染症対策 手洗いやうがいの徹底 流行期対策 感染後対応 家族への周知

③食事・給食

- 食事場面の設定 安全で楽しい環境づくり 食事後の口腔内、口周の清潔
- 栄養管理・栄養指導 生活習慣病の予防 カロリー計算とバランスのよい食事

④安全な環境作り

- 建物環境 建物内外の安全点検 破損個所の点検・修繕
- 場の設定 家具、備品の適正な配置 整理整頓
- 避難・防災訓練 消防計画書の作成・提出 訓練の実施 消火機器、設備の取り扱い

⑤社会生活支援（体験）

- 自治会活動 話し合う場と機会の設定 行事企画への参加 自己の主張と他者への配慮 責任と分担
- 外出（社会見学） 公共の場でのルール 公共施設の利用 場面ごとの安全配慮
- 教室活動 卓球教室 音楽活動 練習の機会 発表の機会

⑥地域交流と社会啓発

- 事業所のPR 地域のイベントに参加 施設の目的や取り組みの紹介
- 地域との交流 町の事業、イベントへの参加 地域への貢献（交通安全運動参加）
地域の保育園児、小・中学生とのふれあい交流
- ボランティアの受入れ 目的を明確にして、計画的な受け入れ
- 広報誌 広報誌の配布（すまいる、サンダーバード）

4 支援体制

(1) サービスの質の向上

- 人権擁護 苦情解決 権利擁護・虐待防止 ヒヤリ・ハット※の報告

(※重大な災害や事故には至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の事故)

- 職員の研修 職員の資質向上 職員の支援・作業技術の向上（工賃向上）

(2) 家庭との連携（ファミリーサポート）

- 相談 本人、家族からの相談 日頃からの家庭との疎通
- 情報提供 福祉の動向 地域の福祉サービスの情報
- 個別支援計画 計画の作成・提示 モニタリング 評価 リスクマネジメント

さつき苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

(1) 生活介護事業（定員18名）

週日課に基づいた日中活動の中で様々な活動を提供し、活動への興味と集中力、持続力を培い、また適度な運動量と休息に配慮しながら楽しく充実した一日を過ごせるよう支援します。

○内容

- ・機能訓練 歩行、体操（オリジナル体操）、感覚機能訓練（手・指）
- ・創作的活動 ちぎり絵（モザイク画）、再生和紙、アイロンビーズ
- ・生産活動 アルミ缶プレス（リサイクル活動）、木工（キーホルダー、鍋敷き）、手芸品

(2) 就労継続支援（B型）（定員20名）

基礎的な知識・技能・態度が身に付くよう利用者と一緒に仕事に取り組み、働くよろこびを共有し自立した社会生活を享受するよう努めます。

○内容

- ・受託作業 リテーナ揃え（数合わせ・パイプ通し・包装等）
テープ取り付け、マグネシウム・亜鉛製品のバリ取り
- ・自主製品 入浴芳香品（よもぎ、ラベンダー、とうき葉）
農作物（栽培、収穫、乾燥）・草刈り・手芸品
- ・就労支援 就労に必要な知識、技術、マナーの習得

3 共通領域と内容

① 身近生活の自立と支援

支援を必要とする個々の利用者に対し、適切な介助と支援を行い習慣化を目指します。

- 食事 咀嚼や嚥下機能の把握と支援・食事マナーの習得
 - 排泄 個々に合わせた定時排泄の支援 拭き取り、清潔保持
 - 着脱衣 身だしなみ 着脱動作の支援 寒暖調節
 - 身体の清潔 身体の清潔保持 整容行為
- ② 健康管理と健康指導
- 健康管理 健康状態の観察 早期発見・対応 保護者との連絡
服薬管理と確認
 - 肥満・生活習慣病予防 定期的な運動 食事管理
 - 健康診断・健康相談 健康診断（年1回） 健康相談（月1回）
 - 感染症対策 手洗い、うがいの励行 流行期の注意喚起
感染後の対応と家族への周知
- ③ 食事・給食
- 食事場面の設定 安全で楽しい環境づくり 食事のマナー
服薬確認 食後の口腔ケア
 - 栄養管理・栄養指導 栄養バランスのとれた食事の提供 食事摂取量の確認
- ④ 安全な環境づくり
- 建物環境 建物内外の安全点検 破損等の点検及び修繕
 - 場の設定 家具、備品、設備等の点検 配置及び使用法の確認
 - 避難・防災訓練 消防計画書の作成 訓練の実施 消防機器・設備の点検
- ⑤ 社会生活支援
- 外出（社会見学） 社会体験 公共施設の利用 公共の場のルール
交通ルール
 - 余暇活動 絵画教室 調理実習 発表の機会
- ⑥ 地域交流
- 作品展示 販売 地域のイベントへの参加 展示、販売での施設紹介
 - 地域との交流 行事へのボランティア 公民館行事への参加
 - 広報活動 広報誌の配布（すまいる・さつき苑たより）
- 4 支援体制
- (1) サービスの質の向上
- 人権擁護 苦情解決 人権擁護・虐待防止 ヒヤリハットの報告
 - 職員の研修 職員の資質向上 支援技術や作業技術の向上 自己研鑽
- (2) 家族との連携
- 個別支援計画 ニーズの把握 個々の支援目標 定期的な見直し
 - 相談 信頼関係の形成 本人、家族からの相談
 - 情報提供 福祉の動向 地域のサービスの情報

つつじ苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づき、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

(1) 生活介護（定員18名）

介護を必要とする人に、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動、運動の機会を提供します。

内容

- ・機能訓練（歩行・全身運動・ストレッチ）及び感覚機能訓練（手・指）
- ・創作活動　ちぎり絵　アイロンビーズ
- ・生産活動　手工芸品　柿渋再生和紙製品　食品（季節限定）

(2) 就労継続支援（B型）（定員20名）

就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

内容

- ・受託作業　電子部品の組立　マグネシウム製品等のランナー折り取り
タオルたたみ
食品のラベル貼付　カレンダー巻き　駅の地下道委託清掃
- ・自主製品　手工芸品（機織り製品等）　入浴雑貨（バスボム）
- ・就労支援　就労に必要な知識・マナーや技術の形成　関係機関と連携し一般就労へ繋がります。

3 共通領域と内容

① 身近生活の自立と支援

- | | |
|----|----------------------------------------|
| 食事 | 咀嚼や嚥下機能の把握と支援　食事マナーの習得
食事場面の設定　服薬管理 |
| 排泄 | 各自に合わせた定時排泄の支援 |

着脱衣 身体の清潔	着脱動作の支援 衣類調節 身だしなみ 身体の清潔保持 整容行為
②健康管理と健康指導 健康管理	健康状態の把握 健康診断（年1回） 看護師の健康相談（月1回）
肥満・生活習慣病予防 感染症対策	運動と食事指導 栄養指導 手洗い・うがいの徹底 流行期の注意喚起 感染者への対応
③食事 食事場面 外注弁当	楽しい雰囲気作りと安全な場面 定期的に業者との話し合いの場（献立、量）
④安全な環境作り 建物環境 場の設定 避難・防災訓練 交通安全	建物内外の安全点検 社協、他団体との協力体制 家具・設備の点検 部屋の使用方法 室内の配置 訓練の実施・安全点検 消防計画 交通安全教室 交通ルールの理解
⑤社会生活支援 余暇活動 ボランティア活動 外出（社会見学）	レクリエーション活動 造形活動 調理実習 付近の道路、駅、公園、駐車場等のゴミ拾い 遠足等の社会体験
⑥地域交流と社会啓発 事業所の PR 地域との交流 広報活動 地域からの相談	作品の展示・販売 利用者の発表の機会 小中学生との交流会 他事業所交流 各種団体との交流 広報誌の配布（すまいる・しんきろう便り） 在宅障がい児（者）の相談 情報提供
4 支援体制	
(1) サービスの質の向上 人権擁護 職員研修	苦情解決 権利擁護・虐待防止 ヒヤリハット 処遇技術の向上 自己啓発・セルフチェック
(2) 家庭との連携 相談 情報提供 個別支援計画	共感、信頼関係の形成 福祉の動向、地域のサービス等 ニーズの把握 個別の支援プロセス 継続的な評価

工房よつば 事業計画

1 基本方針

地域に在住する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見だし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

就労継続支援(B型) (定員20名)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の場を提供するとともに知識や能力の向上のために必要な支援を行います。

○内容

- | | |
|-------|----------------------------|
| ・自主製品 | ・入浴用雑貨(よもぎ風呂、桃の葉など)の製作 |
| | ・手芸品(アクリルたわし) |
| | ・その他(梅干し、梅ジャム、野生型エノキタケの栽培) |
| ・受託作業 | ・金型鑄造製品の部品切り離し |
| | ・入浴セット等の袋詰め |
| | ・カレンダー巻き・官公庁からの受注作業他 |
| ・就労支援 | ・必要な知識や技術の習得、見学・実習先の開拓 |

3 その他領域

(1) 身近生活の自立と支援

支援を必要とする個々の利用者に対し、適切な介助と支援を行い習慣化を目指します。

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ○食事 | ・食事マナー、姿勢、清潔、スキル、配膳、食後の歯磨き |
| ○着脱衣 | ・着替え、作業着の管理、天候や季節に応じた着衣、外出時や寒暖等の対応 |
| | ・身だしなみ、センス |
| ○身体の清潔 | ・清潔保持に関しての習慣化、整髪、爪切、髭そり他 |

(2) 健康管理と健康指導

- | | |
|-------|---------------------|
| ○健康管理 | 健康状態の観察、服薬管理、介護予防体操 |
|-------|---------------------|

- 肥満・生活習慣病予防 運動と食事管理
- 健康診断 健康診断（年1回）
- （3）食事・給食
 - 食事場面の設定 安全で楽しい環境作り、食後の口腔ケア、服薬確認
 - 栄養管理・栄養指導 カロリー、バランスの良い食事
- （4）安全な環境作り
 - 建物環境 作業環境の安全点検、家具、設備の配置・整理整頓
 - 避難・防災訓練 訓練の実施 消火機器等の取り扱い
- （5）社会生活支援
 - 自治会活動 話し合う場と機会の設定、行事企画への参加、役割分担
 - 外出 遠足や社会見学、おやつ外出
 - 余暇活動 バーベキュー等、音楽活動（練習の機会）
- （6）地域交流と社会啓発
 - 事業所のPR 地域イベントに利用者の参加、施設の紹介、作品の展示・即売
 - 地域との交流 各種団体の行事・イベント等への利用者参加と交流
 - 広報紙 広報誌の配布 カモシカ新聞、すまいる（新川会）
- （7）家庭との連携
 - 相談 本人、家族からの相談
 - 情報提供 福祉の動向、地域のサービスなど
 - 個別支援計画 ニーズの把握、個別の支援プロセス、継続的な評価